

亶理町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査（公の施設に係る指定管理者監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その監査結果を次のとおり公表する。

令和6年6月21日

亶理町監査委員 三 品 喜 明

亶理町監査委員 小 野 明 子

記

1 監査等の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査等の対象

（1）対象団体

令和5年度に執行された公の施設に係る指定管理者の中から抽出した。

① 亶理町社会福祉協議会（所管課：福祉課）

- ・亶理町ほのぼの園指定管理業務

② 亶理町社会福祉協議会（所管課：福祉課）

- ・亶理町ゆうゆう作業所指定管理業務

（2）対象事務

公の施設に係る指定管理者の令和5年度までに執行された出納その他の事務事業を対象とする。なお、必要があると認める場合は監査対象期間を延長する。

3 監査等の着眼点

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、協定書等に基づいた適切な施設管理等ができているか、さらには、所管課による対象団体への指導監督は適正に行われているかを主眼として実施した。

4 監査等の実施内容

当該対象団体の所管課に事前提出を求めた関係書類に基づき関係者から説明を聴取するとともに、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査をするなどの方法により実施した。

5 監査等の日程

令和6年5月28日（火）

6 監査等の結果

公の施設の管理に係る事務の執行については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、事務執行上留意すべき事項は口頭により指導した。